



# STEP UP

【発行】税理士法人 TACHIBANA

〒832-0824 福岡県柳川市三橋町藤吉525-1

TEL.0944-74-1915 FAX.0944-74-1004

info@tachibana-cpa.com

<http://tachibana-cpa.com>



ごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。クライアントの皆様におかれましては、平成最後の新年を、すがすがしいお気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。さて、私事で恐縮ですが、昨年秋、TKC全国会認定医療法人制度移行支援プロジェクトリーダーに就任し、全国各地で認定医療法人制度の説明を行ってまいりました。以前よりクライアントの皆様の中には、介護職員不足や看護補助者不足のため、やむなく、入所施設の一部閉鎖、病棟の一部休床を余儀なくされていらっしゃるなどから、少子高齢化社会の影響は十分に承知していたところでしたが、この荒波が地方経済に大きな影を落としていると改めて感じた次第でした。社会保障改革国民会議報告書によると、少子化対策は、1990年の「1.57ショック」を契機として、様々な施策が講じられているにも関わらず、少子化傾向は、一向に歯止めがかかっていないのが現状と報告されています。政府には、これまで以上の有意義な少子化対策をお願いしたいところです。

政府は、深刻な労働力不足に対処するため、①働き手を増やす ②出生率の向上 ③労働生産性の向上を図ることを目的とする「働き方改革関連法」を成立させ、2019年4月より順次施行することになっています。また、外国人労働者の受け入れを拡大することで働き手を増やす出入国管理法も改正されました。一方で、中小企業の事業の継続を図ることも地域経済、日本経済にとって非常に大切なことです。政府は、税制面から、中小企業の株主にかかる贈与税・相続税を実質的に免除する「特例事業承継税制」を2018年度の税制改正で創設するとともに、社会の重要なインフラであり、地方での雇用の重要な担い手でもある医療法人についても、2017年の医療法、税制の改正で、医療法人の出資持分について贈与税・相続税を免除する仕組みを創設しました。これらの施策により、事業承継者の事業承継時の経済的負担は大幅に緩和され、事業承継が円滑に行われる一つの道がひらかれることになりました。このような矢継ぎ早の法律改

正による環境変化を理解することは、経営者にとって非常に重要なことだと思っております。専門家集団の税理士法人TACHIBANAは、この環境変化にも十分対応できる専門家をそろえています。ぜひ、クライアントの皆様には、事務所の勉強会への参加、担当者への質問などを通じて、正しい知識を身に付けて頂ければと思っています。

先日、新幹線の中で、私のゴルフの師匠であり友人だった故藤池昇龍プロの記事を目にしました。ある新聞記者から、「貴方はスポーツ選手として早熟型ですか、大器晩成型ですか」と尋ねられ「私は大器晩成型です。そう思わないと、日々の努力(練習)を怠ってしまいます。」と答えた記事を読みました。改めて、故藤池プロの偉大さを感じるとともに、私も、まだまだ、仕事は大器晩成型だと信じ、今後も日々努力し、新しいことにもチャレンジしていきたいと思っております。本年もどうぞ宜しくお願いします。

代表社員税理士 立花洋介

寄稿

「柳川が誇るべき文化財を守り、次世代に伝える」ための歩み。



立花家史料館の館長を務めております、植野と申します。

当館は、公益財団法人立花財団によって運営がなされておりますが、平成26年に発足したばかりの公益財団でございます。多くの皆様には柳川の御花にある史料館として親しまれてきたかと思いますが、現在はその運営は立花財団に移り、立花家の貴重な文化財を守り伝える使命を果たすための登録博物館としてその歩みを始めたばかりです。

立花家史料館は、江戸時代に柳川を治めていた大名立花家の邸宅があった「御花畑」と呼ばれていたところにあります。敷地全体は、現在、株式会社御花によって観光施設「柳川藩主立花邸御花」として運営されていることは周知のことと思います。およそ七千坪と周囲を巡る掘割も含め、国指定名勝「立花氏庭園」としてわが国を代表する近代庭園と建造物群であることも特筆すべきことです。

史料館には、立花家500年に渡る文書、武具甲冑、茶道具、能道具、書画、等々およそ5千点にわたる大名道具と近代伯爵家資料が収蔵されています。少し堅苦しいお話になってしまいましたが、立花家が柳川を城地として現在までおよそ400年という変転の歴史の中、たったひとつ変わらなかったことは、立花家の人々がここに留まり、史料が維持されてきたという事実です。旧大名が暮らした地と歴史的建造物群という<空間>、大名道具という<美術品>、立花家文書をはじめとする<記録>という三つの要素に加え、それを伝えてきた立花家の<くらし>というすべてがここに残されてきたことは、現代においてほとんど奇跡的といってよい幸運といえるでしょう。全国的にみても例がない文化財の形であると言えます。

あのときも・今も・そしてこれからも 変わらず柳川にありつづける施設として、よりいっそう多くの皆様に、この貴重なめぐりあわせから生まれる歴史の感動を体験頂く事を目標とし、誇るべき文化財を次世代に伝えるというミッションを果たす所存でございますが、財政的基盤としては、甚だ脆弱であり、今財団はその存続の危機にあるとも言えます。歴史的史料の修復、保全に万全を期し、良い状態で次世代へ受け継ぐため、多くの皆様からのご支援を必要としています。

立花家史料館では、史料館をより楽しくお得にご利用頂けるよう、友の会や賛助会制度もご用意しておりますので、いつでもお気軽におたずね下さいませよう、職員一同心よりお待ち申し上げております。

連絡先

立花家史料館

☎ 0944-77-7888

✉ info@tachibana-foundation.jp

# 税理士・公認会計士 徒然なるままシリーズ

第10回

## 内部統制のすすめ

文：公認会計士・税理士 上野 雅成

「内部統制」という言葉を聞いたことがありますか？定義は様々ですが、ウィキペディアでは「内部統制とは組織の業務の適正を確保するための体制を構築していくシステム(制度)を指す。」とあります。ざっくりいうと「仕事をきちんとやるための社内ルール」です。

皆さんの会社にも様々な社内ルールがあると思います。例えば、朝9時までに出社する、お昼休みには節電のために照明を消す、など。これも広い意味では内部統制の一つといえなくもないのですが、今回は特に「従業員に不正を起こさせないため」の内部統制にスポットをあててお話しします。

従業員の不正の代表例は着服ですが、そもそもなぜ着服が起こると思いますか？着服は、「**動機(意思)**」と「**機会(チャンス)**」が揃って初めて起こります。たとえば、「よーし、着服してやろう」と意気込んでも、現金がきちり管理されていてチャンスがなければ未然に終わりますし、現金が無造作に机の上に置かれていても、取ろうという意思がなければ着服は起きません。意思は人の心の問題なので抑えつけることは難しいですが、不正のチャンスはなくすることができます。不正のチャンスがなければ、結果的に不正の意思を抑えることにもつながります。そこで、内部統制の出番です。

着服を防ぐ内部統制を考えるにあたって重要な視点が2つあります。それは「**職務分掌**」と「**相互牽制**」です。

**職務分掌**とは、「**業務を分担する**」ということです。例えば、記帳担当者と支払担当者を分けることによって、単独で業務を進められなくなる(不正な支出を、記帳によって帳尻合わせできなくする)ことができます。

**相互牽制**とは、「**お互いにチェックしあう**」ということです。例えば、1日の終わりに、支払担当者が金庫の現金を数えて、記帳担当者が記録した現金出納帳の残高と一致することをお互いに確かめれば、現金過不足が生じていないかを2人で確認することができます。

上記「**職務分掌**」と「**相互牽制**」に加え、「**担当者のローテーション(定期的な担当替え)**」までできれば、業者との癒着等も防止しやすくなるため、さらに強力な体制が構築できます。

「内部統制なんて、従業員を疑って監視するみたいでいやだなあ。私は従業員を信じているし。」という思いをお持ちの経営者もいらっしゃるかもしれません。しかし、内部統制は「人を疑う仕組み」ではなく、実は「人を守る仕組み」です。ダイビングにはバディシステムというものがあります。これは「常に二人が組になって、互いに助け合いながら行動し、事故を防ぐ」仕組みです。内部統制はこれに近いもののように思います。

私は数件の従業員不正事案を見ましたが、ある若い女性は、好きな男性のために10年にわたり1,000万円ほどの着服を行っていました。着服が見つかった後、その方は親戚に頭を下げてお金を作って会社に返済し、会社を辞めていきました。会社側も着服を許してしまったことに苦い思いをし、私にとっても後味の悪い経験でした。着服を行った本人が一番悪いのは言うまでもありませんが、隙を与えた会社にも不幸な人を生んだ一因はあるのではないのでしょうか。ひとつ確実に言えることは、ひとたび着服が起こると、周りの人がすべて幸せにはならないということです。このような不幸な人を生まない仕組み作りは、経営者にとって重要な仕事であると思います。

「**職務分掌**」と「**相互牽制**」、言い換えれば、「**分業とダブルチェック**」は、簡単でありながら強力な内部統制の基礎です。まだその仕組みがないのであれば、まずはダブルチェックから(そもそものチェック体制がないのであれば、それから)、次に人員が許せば分業、ローテーションへと進んでみてはいかがでしょうか。

みなさんの会社に内部統制はありますか？

【不正を防ぐための内部統制のしくみ】

職務分掌

+

相互牽制

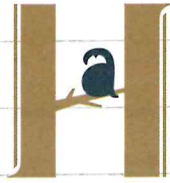
+

ローテーション制

▶

不正の起きにくい社内体制





HEALTHCARE  
ASSOCIATES

ご存じですか?  
**保険  
豆知識**

## 歳をとったら保険料が下がった?

弊社も早いもので2019年の1月で丸2年を迎えることとなりました。開始当初の頃は扱える保険会社も3社だったものが今や8社を取り扱うまでになり、更に「医療法人成り」に「認定医療法人申請」と凄まじい勢いで成長の機会を頂いております。これも偏に皆様のお力添えの賜物だと思っております。誠にありがとうございます。

早速表題の件を話そうと思う訳ですが、どうやらここ最近歳をとったはずなのに生命保険の保険料が数年前に加入した時より安くなっているという奇妙な報告をチラホラ聞くようになりました。そんな馬鹿な話があるか、生命保険は早いうちに加入した方が保険料が安く済むって聞いたから入ったんだ。そんな声が聞こえてきそうです。

実際にこれが普通に起こりうるとしたら大問題です。なぜなら、私も生命保険は如何に早い段階(若い年齢)で必要な期間(勇退予定+5歳程度!)を一気に掛けきることが重要だという持論を持っているからです。※よかったら覚えておいていただけると幸いです。

それが、年齢を重ねた方が保険料が下がるなんて矛盾が起こりえたらお客様に今まで虚偽の説明をしていたことになりますし、いやお客様とてまさか年齢が上がったら保険料が下がるなんてには信じがたいことだろうと思います。

このような事態をそのままにしておくわけにはいかないと調べてみると、どうやら死亡率というものに異変?が起きていることがわかって参りました。

すみません、大げさに書きました。実は何の事は無く、11年ぶりに生命保険の保険料を算定する際に使用する死亡率というものが大幅に改定されたことが原因だったのです。

皆さん旧死亡率通りには統計上死ななくなったから、保険料を下げますよ。そう、たったこれだけの理由で先ほどの奇妙な矛盾の説明がついてしまうのです。

よかった。持論通り、生命保険は如何に早い段階(若い年齢)で必要な期間(勇退予定+5歳程度!)を一気に掛けきることが重要だとこれからも説明することが出来ます。

なぜなら、新死亡率では、やはり年齢が若いほど保険料が安いことに間違いはなかったからです。年齢によっては保険料が2割強!も下がるケースもある為、試算だけでもしてみるといかもかもしれません。それだけ医療の発達が目覚ましいという事ですね。(その分医療保険系が高くなっていく傾向にあります。)

非常にくだいわけですが、保障を買うのであれば如何に早い段階(若い年齢)で必要な期間(勇退予定+5歳程度!)を一気に掛けきることが肝です。

最近更新型で保険料に悩まれているお客様をかなり見かけています。

医療保険系も高くなる傾向があり、死亡保険は早い段階(若い年齢)で加入した方がいい訳ですから…。皆様..皆様方、何卒よろしく願います。

お客様にとってデメリットになるような提案はしないのが弊社のウリとなっております。

若輩者の私が経営者の皆様方に物申すのは甚だ失礼かと存じますので、生命保険にだけ限らせていただきますが、経営に関するリスクには如何に素早く手を打つか!先手先手!これに尽きるのではないのでしょうか。

ヘルスケア・アソシエイツ  
横尾 光資

【連絡先】✉ [hcayokoh@icloud.com](mailto:hcayokoh@icloud.com)



## 税理士法人TACHIBANA主催 研修会報告

今年の8月及び12月に、弁護士法人かばしま法律事務所の弁護士の先生方を講師に迎え、関与先の皆様もご参加頂ける研修会を開催致しました。

8月の松崎広太郎先生には、「60歳以上の従業員を雇用する上で注意すること」と題し、業界で騒然となった高齢者の再雇用についての最高裁判決の内容を交えつつ、高齢者を雇用する際に注意すべき点などを解説して頂きました。

12月の竹田寛先生には、「生前対策としての遺言・信託の注目ポイント」と題し、主に生前にすべき相続対策についてお話し頂きました。遺留分に気を付けなければならないことや遺言書を作成することの重要性、また、今後数年にわたり改正される民法についても説明して頂きました。

どちらの研修会も非常に実用的な内容で、受講者の方々にも、とても有意義な研修会でしたとの感想を頂くことができました。

来年も、働き方改革や事業承継など、その時々々の旬のテーマを取り上げ、研修会を開催したいと思っておりますので、是非お気軽にご参加下さい。



松崎 広太郎先生



竹田 寛先生



## NEW FACE

新たに加わったスタッフをご紹介します。  
よろしくお願ひ致します!



### ▶石橋 佳奈(平成30年9月入社)

9月に入社致しました石橋佳奈と申します。生まれも育ちもずっと佐賀なので新しい地での仕事に新鮮な気持ちでいっぱいです。(慣れてくると佐賀弁が飛び出しますが、そこはお許しください笑)前職も会計事務所に勤めておりましたが、これまでの経験を活かしつつも、新たに学ぶべき事はきちんと学び、一日も早く皆様のお役に立てるよう頑張りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

### 年末年始の休業日について

誠に勝手ながら、下記の期間は年末年始休暇のため、休業とさせていただきます。

**平成30年12月29日(土)～平成31年1月6日(日)**

皆様には大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご了承頂きますよう、お願い申し上げます。なお、年始は **1月7日午前9時より** 平常通り業務を開始致します。

## 事務所スタッフ近況

### 龍 紀美子

(平成8年入社)

今年の6月から「六十の手習い」で英会話教室に通っています。ただ今悪戦苦闘中です。聞き取れないのは勿論ですが、簡単な単語さえでてこない。「こんな筈じゃなかったのに」とため息ばかり。気を持ち直して考えると、少し緊張感のなかでの新しい仲間との束の間の時間は意外と気分転換になっています。

### 境 和史

(平成16年入社)

先日、ラグビートップリーグの試合を初めてスタジアムで観戦しました。体の大きな選手が激しくぶつかり合う音だったり、ボールを持っていない選手が全力で味方をサポートする献身的な動きだったり、テレビで見るのとはまた違った面白さがありました。チームの誰もが自分の為ではなく常に仲間の為に無心でプレーするラグビーの精神に触れて、自分自身も普通の生活の中でそういった姿勢を見習っていかうと思いました。

野球やサッカーに比べラグビーは日本人にとってまだまだ馴染の薄いスポーツではありますが、2019年は日本でワールドカップが開催されます。九州各地でも試合が予定されていますので、機会があればラグビー観戦に出かけてみてはいかがでしょうか。

### 泓原 順子

(平成13年入社)

去年に引き続き今年も屋久島に行ってきました。去年は台風前の暴風雨のなか縄文杉登山に初挑戦で、感動よりも体力の限界に心が折れそうでしたが、今年は快晴。去年とは全く違う感動の縄文杉でした。行ったばかりなのに、またすぐにでも行きたいと思ってしまう。すっかり屋久島中毒です。



## 編集後記

▶2019年4月、5月の10連休を考えていて思い出したのですが、有名な観光地のタクシーの運転手さんに聞いた話です。外国人旅行者が増えて、社内で簡単な英会話の研修があり、テキストに自分でカタカナを振って発音の練習をしているそうです。その結果こちらの意図は何か伝わるそうですが、相手の方が、ネイティブの発音なのでカタカナに置き換えられず何とおっしゃっているのが判らないそうです。お客様が何を求めているのが理解できて、やっと仕事の始まりと言われていました。何の仕事にも通じる事かと、10連休などと呑気なことを考えている場合ではないと肝に銘じた次第です。(宗)

▶先日、40歳の誕生日を迎え、いよいよどうにもならない体型をどうにかしようと『30日でお腹の脂肪を落とす』というそのままズバリの名前のアプリで筋トレを始めました。無料ながらとても良さそうなアプリです。ライバルである主人は『30日でシックスパック』に精を出し、毎日鏡を見ては、これ見よがしにニヤニヤしているので、私も負けじと立ち向かい、是非とも新しいお腹で新年を迎

えたいと思っています。(コ)

▶最近、ウイルス対策も兼ねて部屋にアロマをたいています。いい香りでリラックス&体調管理。抗菌作用の代表はティーツリーですが、おすすめはレモンです。お試しあれ。(ナ)

▶早いもので今年も終わりが近づいてきました。平成もあと少しです。振り返ってみると、今年もよく食べ、よく遊び、よく運動し、とても満喫することが出来ました。来年も悔いのないように、たくさん学んで、仕事でも私生活でも成長していきたいと思います。(茉)

### ■ 表紙写真

普段見慣れた景色も見方を変えるだけで随分違って見えるもの。表紙の写真は、柳川市の某所。どこかお分かり頂けますでしょうか?何気ない風景の一部分も、こんな風に切り取るだけで、グラフィカルな景色に早変わり。頭の体操にもオススメです。

